（ 参 考 １ ）

**関係書類　抜粋**

**令和４年度**

**自動車環境総合改善対策費補助金申請の手引き**

**地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業（事業Ⅲ）**

**〔 天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック 〕**

|  |
| --- |
| **国土交通省の制度** |

令和４年４月



# **Ⅰ．目　的**

国土交通省の補助制度は、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の促進を図ることが重要であることから、中小企業等が多くを占める自動車運送事業者の環境対応車の導入を支援するものです。

以下、地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業（事業Ⅲ）貨物自動車運送事業用に使用するトラック（緑ナンバー・黒ナンバー）の導入補助制度について記述します。

**Ⅱ．制度の概要**

**１．補助対象事業者（申請者）**

・一般貨物自動車運送事業者

・第二種貨物利用運送事業者

・特定貨物自動車運送事業者

・貨物軽自動車運送事業者

・及びこれらの事業者に車両をリースする事業者

**２．補助対象車両**

イ　天然ガストラック

・新車であること（自動車検査証の備考欄に、「新規登録」と記載があること。）

・バイフューエル車、使用過程車の改造天然ガス車

・軽貨物車

ロ　優良ハイブリッドトラック

・新車であること（自動車検査証の備考欄に、「新規登録」と記載があること。）

・内燃機関に軽油を用いる自動車のうち、車両総重量が3.5トンより大きいものにあっては、

「貨物自動車のエネルギー消費性能向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年７月 10 日経済産業省・国土交通省告示第１号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成 28 年排出ガス基準に適合する自動車であること

* 車両登録期間

　令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに登録すること

＊全日本トラック協会（以下、全ト協）の助成では、以下のような要件を設定しておりますのでご注意下さい。

○ 助成対象車両は車両総重量2.5トン超（軽貨物車は対象外）

○ 令和５年３月１０日までに登録が完了すること

○ 天然ガス改造車は使用過程にあるディーゼル車からの改造であること

（全ト協が助成の対象外としている軽自動車等については、地元自治体等の補助制度を利用できない場合、「協調補助」要件が成立せず、補助金が交付されません）

**３．補助対象車両の要件**

**（１）最低導入台数要件（３台要件）**

一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、特定貨物運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者にあっては、単年度で３台（リース事業者から借り受ける台数を含む）以上導入することが必要です。

※１．補助対象車両であれば、導入場所の所在地が異なっている車両や、国の補助金交付を受けずに導入した車両等も、３台要件の台数に含まれます。この場合、申請時に自動車検査証の写しを提出していただくことになります。

※２．リースでの導入の場合は、申請者であるリース会社に３台要件が適用されます。

ＬＥＶＯリースを利用される場合は、ＬＥＶＯが３台要件を確実にクリアできますので、１台からの導入が可能となります。

※３．以下の場合は、３台要件が免除されています。

○認証等を取得している場合（買取）

事業者のいずれかの事業所が以下の認証を取得している事業者が対象になります。認定書等の写しをご提出下さい。

・交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証

・全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定（Ｇマーク）

・国際標準化機構が制定した国際標準規格ＩＳＯ９００１／１４００１認証制度に基づく認証

・これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

○ 経年車の廃車を伴う場合

「経年車」は新規登録日から起算した車齢が令和４年度中に１１年以上経過している自動車を指し、この経年車の廃車を伴う場合に免除されます。

「廃車」とは使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて引取業者に引き渡すことをいいます。

また、廃車する自動車は引取業者に引き渡した日(引取日)以前過去１年間以上所有していること。

自動車検査証上の所有者名が新車導入事業者と一致していることが必要です。

運送事業者が所有する自動車を廃車して、新車をリースで導入する場合は、所有者が一致しているとみなします。

**（２）協調補助要件**

導入する車両の「使用の本拠の位置」を有する地方自治体、トラック協会等、国土交通省以外の補助金又は助成金を受けることが必要です。

〔注〕地方公共団体等の補助制度は、国土交通省と異なる要件を設定している場合がありますので、ご注意下さい。

**（３）その他の要件**

○ 申請対象車両が国の他の補助金を受けていないこと

○ 割賦販売等により、自動車販売会社等に車両の所有権が留保されていないこと（自動車検査証の所有者が申請者であること）